

平成 27 年度

公益法人の会計に関する諸課題の  
検討結果について

(案)

平成 28 年 3 月 ○ 日

内閣府 公益認定等委員会  
公益法人の会計に関する研究会

## はじめに

公益法人の会計に関する研究会（以下「研究会」という。）は、公益法人の会計に関する実務上の課題、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応する観点から、公益法人の会計の諸課題について検討するため、内閣府公益認定等委員会（以下「委員会」という。）のもとに開催することとされ、平成25年8月に発足した。

研究会は、公益法人や移行法人（内閣府所管のもの）へのアンケート調査、公益財団法人公益法人協会及び日本公認会計士協会の意見を踏まえて課題を抽出し、公益法人や関係者からの意見聴取を含め16回にわたって審議を重ね、その結果、平成27年3月、「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」（以下「26年度報告」という。）を取りまとめて公表した。その成果は、内閣府による「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問（FAQ）」の改訂を通じ、公益法人の運営実務に役立つよう周知が図られている。

本年度においては、企業会計基準の公益法人への適用の要否など、26年度報告において引き続いて検討することとされた課題について、日本公認会計士協会のご協力も得ながら審議を重ねてきた。

本報告は、これまで5回にわたる審議の結果、以下のとおり結論を得たことから、26年度報告と同様、公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）及び公益法人会計基準の運用指針（同）を補完するものとして取りまとめ、これを公表することとしたものである。

公益法人の会計基準は、変動する社会経済情勢を的確に反映していく必要がある。委員会及び研究会としては、翌年度以降も引き続き、公益法人の会計の諸課題に取り組んでまいりたい。

次回の会合の議題が決まりました	
I 企業会計基準の公益法人への適用について.....	3
1. 退職給付に関する会計基準	
2. 金融商品に関する会計基準	
3. リース取引に関する会計基準	
4. 棚卸資産の評価に関する会計基準	
5. 工事契約に関する会計基準	
6. 資産除去債務に関する会計基準	
7. 貸借等不動産の時価等の開示に関する会計基準	
8. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準	
9. 固定資産の減損に係る会計基準	
II 26年度報告の日本公認会計士協会実務指針等への反映.....	13
III 公益法人の制度会計についてのアンケート結果 .....	14

## I 企業会計基準の公益法人への適用について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）において、一般社団法人及び一般財団法人の会計は「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」（第 119 条・第 199 条）と規定されており、企業会計基準もその扱いどころの一つとなり得る。

企業会計基準は、公益法人会計基準（平成 20 年 4 月 11 日内閣府公益認定等委員会。以下「20 年基準」という。）において既にその適用が前提とされているものがある一方、20 年基準の設定後に定められ、又は改正されたものもあることから、これらの基準を公益法人に適用すべきか否かが論点となる。

企業会計基準の公益法人への適用の要否に関し、それぞれの基準の趣旨や内容に照らし、公益法人の自己規律の確保、関係者への情報の開示、行政庁による監督の必要性等の観点から、法人における運営実務上の負担にも配慮しつつ個別に検討した結果、以下のとおり結論を得た。

### 1. 退職給付に関する会計基準（企業会計基準第 26 号 平成 10 年 6 月 16 日 企業会計審議会 最終改正 平成 24 年 5 月 17 日 企業会計基準委員会）

本基準は、従業員への退職給付について引当金及び退職給付費用を計上する会計処理として、退職時に見込まれる退職給付総額のうち当期末までに発生していると認められる額を、一定の割引率と予想残存勤務期間に応じて割引計算することなどにより算定する方法（原則法）について定めている。また、従業員 300 人未満の小規模企業等については、当期末の退職給付の要支給額を用いた簡便な方法によって算定できることとしている（簡便法）。

昭和 60 年（9 月 17 日）に「公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議」が申し合わせた公益法人会計基準が平成 16 年（10 月 14 日）に改正された（この改正後の基準を、以下「16 年基準」という。）当時においては、同基準に記載のない新たな会計事象については企業会計基準を参考にすると

いう会計慣行であったことから、その当時既に定められていた本企業会計基準は、16年基準のみならず20年基準においても引き続き、その適用が前提とされている。本基準は、平成24年(5月17日)、原則法による退職給付見込額の算定について、より実態を反映できる方法が採用されるなど、その内容の一部が改正されたが、この改正内容を含め、公益法人の退職給付に関する会計処理及び注記を本基準によることに支障はなく、また、準拠すべき他の方法もみられないことから、本基準は、公益法人にも適用されるべきである。

なお、公益法人の運営実務上は、上記の簡便法が広く採用されている。

## 2. 金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号 平成11年1月22日 企業会計審議会 最終改正 平成20年3月10日 企業会計基準委員会）

20年基準の設定当時においては、本基準が公益法人にも適用されることが前提とされていたため、金融商品に関する会計処理や関連情報の注記による開示に関し、企業会計と公益法人会計の間に大きな相違はなかった。

その後、本基準が改正され、①「金融商品の状況に関する事項」(金融商品の内容やリスク、リスク管理体制など)、②「金融商品の時価等に関する事項」(金融商品の時価の算定方法に関する説明)についても注記することとされたが、これらの注記の追加まで公益法人に適用するか否かについては、20年基準では明らかにされていない。

### (1) 金融商品の状況に関する事項

公益法人は、毎事業年度に納入される会費、定期的に、又は隨時寄せられる寄附金、収益事業から得られた利益、金融商品による運用益などを財源として運営されている。このような公益法人のうち、金融商品の運用次第では法人運営に相当のリスクをもたらすおそれがある法人にとって、金融商品の内容とそのリスク、リスク管理体制など金融商品の状況に関する情報を開示することは、公益目的事業の安定的な持続可能性に影響を与える

ほどの資産運用リスクを取らないよう、法人の内部統制を図る効果を及ぼすことが期待されるとともに、寄附者に対して事業の安定的な持続可能性を示すことにより法人の受託責任を果たす上でも、意義が大きいものと考える。

本基準にいう「金融商品」としては、「現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の金銭債権、株式その他の出資証券、公社債等の有価証券、先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引（以下「デリバティブ取引」という。）、支払手形、買掛金、借入金及び社債等の金銭債務」と、多岐にわたるものが定義されている。

公益法人の適切な運営を図る観点からは、これらのうち、「現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の金銭債権、支払手形、買掛金、借入金及び社債等の金銭債務」を除く、法人の資産運用を図る手段として用いられる金融商品について、その運用次第では法人運営に相当のリスクをもたらすおそれがあると法人が判断した場合、20年基準に財務諸表の注記事項として定められた「(17)その他公益法人の資産（中略）の状況を明らかにするために必要な事項」の一環として、その内容とリスク、リスク管理体制等に関する事項を注記することとすべきである。

具体的な注記方法としては、以下のとおり記載例を示す。

### 金融商品の状況に関する注記例

#### 1 金融商品に対する取組方針

当法人は、公益目的事業の財源の相当部分を運用益によって賄うため、債券、株式、投資信託により資産運用する。なお、デリバティブ取引は行わない方針である。

#### 2 金融商品の内容及びそのリスク ※

投資有価証券は、債券、株式、投資信託であり、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクにさらされている。

### 3 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 資産運用規程に基づく取引

金融商品の取引は、当法人の資産運用規程に基づき行う。

#### ② 信用リスクの管理

債券については、発行体の状況を定期的に把握し、理事会に報告する。

#### ③ 市場リスクの管理

株式については時価を定期的に把握し、理事会に報告する。

投資信託については、関連する市場の動向を把握し、運用状況を理事会に報告する。

※ ここに掲げたリスクのほか、例えば、中途解約が著しく制約されているため、満期到来まで資金化することが極めて困難となる流動性リスクが発生する金融商品、デリバティブが組み込まれた金融商品、為替リスクが発生する金融商品等についても、リスクの内容、リスク管理体制を注記する。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

20年基準においては、満期保有目的の債券については時価を注記するとともに、満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券については時価をもって貸借対照表価額とすることとされている（子会社株式及び関連会社株式については取得価額とされており、これは企業会計と同様である。）ことから、金融商品の時価等については現行のままする。

**3. リース取引に関する会計基準**（企業会計基準第13号 平成5年6月17日  
企業会計審議会第一部会 改正 平成19年3月30日 企業会計基準委員会）

本基準は、リース資産及びリース債務の計上額の算定方法などリース取引の会計処理、リース資産の内容と減価償却方法の注記等について定めている。

16年基準への改正当時においては、同基準に記載のない新たな会計事象については企業会計基準を参考にするという会計慣行であったことから、その当時既に定められていた本企業会計基準は、16年基準のみならず20年基準においても引き続き、その適用が前提とされている。

公益法人のリース取引に関する会計処理及び注記を本基準によることに支障はなく、また、準拠すべき他の方法もみられないことから、本基準は、公益法人にも適用されるべきである。

**4. 棚卸資産の評価に関する会計基準**（企業会計基準第9号 平成18年7月5日  
改正 平成20年9月26日 企業会計基準委員会）

本基準は、通常の販売目的で保有する棚卸資産について、取得価額をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得価額より下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とするとしている。

20年基準も、棚卸資産の時価が取得価額よりも下落した場合には時価をもって貸借対照表価額とすることとしており、本基準と実質的な相違はないことから、棚卸資産の評価については現行のままとする。

## 5. 工事契約に関する会計基準（企業会計基準第15号 平成19年12月27日 企業会計基準委員会）

本基準は、工事契約による収益や原価を、工事の完成前でもその進捗度に応じて計上する「工事進行基準」を適用するための要件や、工事進捗度の見積方法など、工事契約の会計処理について定めている。また、注記事項として、工事契約の会計処理に当たって適用したのは工事進行基準であるか工事完成基準（工事が完成して目的物を引き渡した時点で、収益・原価を計上する方法）であるかを明示するとともに、工事進行基準を適用した場合には、決算日時点の工事進捗度を見積もった方法などを記載することとしている。

公益法人の工事契約に関する会計処理及び注記を本基準によることに支障はなく、また、準拠すべき他の方法もみられないことから、本基準は、公益法人にも適用されるべきである。

## 6. 資産除去債務に関する会計基準（企業会計基準第18号 平成20年3月31日 企業会計基準委員会）

資産除去債務とは、契約に基づく建造物の解体や修繕等の原状回復義務や、法令に基づくアスベストの除去義務など、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該資産を除去する際に、法令や契約により求められる法律上の義務（それに準じるものも含む。）をいう。

20年基準とほぼ同時期に公表された本企業会計基準は、この資産除去債務について、発生時に負債計上すべきことやその算定方法など、その会計処理方法を定めるとともに、資産除去の内容の説明や支払発生までの見込期間などに関する注記を記載することとしている。

公益法人の資産除去債務に関する会計処理及び注記を本基準によることに支障はなく、また、準拠すべき他の方法もみられないことから、本基準は、公益法人にも適用されるべきである。

## 7. 賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準（企業会計基準第20号 平成20年11月28日 改正 平成23年3月25日 企業会計基準委員会）

本基準は、賃貸収益又はキャピタル・ゲインの獲得を目的として保有されている「賃貸等不動産」について、その概要、時価の期中における主な変動、期末における時価の算定方法、損益等を注記することとしている。

公益法人の賃貸等不動産の時価等に関する注記を本基準によることに支障はなく、また、準拠すべき他の方法もみられないことから、本基準は、公益法人にも適用されるべきである。

## 8. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（企業会計基準第24号 平成21年12月4日 企業会計基準委員会）

本基準は、会計方針が変更され、又は過去の財務諸表に誤謬が発見された場合、過去の財務諸表に遡及して、新たな会計方針を適用し、又は誤謬を訂正する処理について定めており、これにより、財務諸表利用者への比較情報提供を担保している。

20年基準は、貸借対照表及び正味財産増減計算書で前年度金額を開示することとしているが、公益法人会計基準注解14 「一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目について」には、「一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目には、臨時の項目及び過年度修正項目がある。」と定めており、過去の財務諸表に遡及した処理を求めていない。

本基準は、会計理論の観点からは、期間比較可能性と法人間の比較可能性を向上し、関係者の意思決定に当たっての財務諸表の有用性を高める上で意義があり、このことは、営利法人、非営利法人いずれにも当てはまるところから、個別の公益法人がその会計処理に当たってこれを採用すること

は、有益ではある。

一方で、本基準の会社への適用状況、公益法人の実態等に鑑み、本基準の公益法人への適用に関しては、以下のとおり整理される。

#### (1) 会社等との権衡

会社においては、会社法上の所定の承認手続を経て確定した計算書類に基づき、配当等の様々な法律行為が行われている。会計上の変更が発生した場合、一旦確定済みとなった過去の計算書類の内容も変更してこれらの法律行為の効力が遡及的に左右されることのないよう、法的安定性を図るため、本基準によらない会計処理も行われ得ると考えられる。

また、過去の財務諸表に誤謬が発見された場合、これを修正再表示（過年度遡及修正）するには多くの手間とコストを要すること、本基準以前の企業会計が、過去の誤謬を当期の「過年度損益修正損益」として処理することを要求していたため、この方法が会計慣行として定着していることに鑑み、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）に「前期損益修正損益」の科目が存続している現状においては、発見された誤謬の修正再表示を原則として要求する本基準が、全ての会社にとって唯一の会計慣行であるとは、必ずしも言えない。

加えて、「中小企業の会計に関する指針」（平成 17 年 8 月 1 日 日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会）の適用対象とされる中小企業、学校法人など公益法人と同様に非営利である法人、独立行政法人にも、本基準の適用は求められていないのが現状である。

本基準が「一般に公正妥当と認められる会計基準」であることについては異論はないが、すべての法人にとって、これが唯一の会計慣行となるかどうかについては、今後の動向を引き続き注視していくことが必要である。

#### (2) 財務諸表の適正性の担保

公益法人は、会計方針を変更したり過去の財務諸表に誤謬が発見され

た場合、過去の財務諸表に遡及して修正しなくても、会計方針の変更であれば当年度からの変更で足り、また過去の誤謬であれば、20年基準注解14に基づいて過年度分を当年度修正すれば足りており、本基準を適用しなくとも財務諸表の将来に亘る適正性は担保される。加えて、行政庁への定期提出書類は財務諸表に基づいて作成されることから、両者の整合性も保たれることとなる。

さらに、少人数の職員により運営されている法人が多い公益法人に、過去の財務諸表の修正まで求めることは、その運営実務に大きな混乱をもたらす懸念がある。

以上のことから、本基準によらない会計処理も公正妥当と認められる会計慣行ということができる。

なお、公益法人が本基準を自主的に適用することは妨げない。

## 9. 固定資産の減損に係る会計基準（平成14年8月9日 企業会計審議会）

固定資産の減損会計とは、土地など固定資産の価値が時価の下落などのために減少した場合、その帳簿価額を、資産の「回収可能価額」として算出された金額に減額するとともに、これを損失として計上する会計処理である。

本基準は16年基準への改正より以前に策定されているが、16年基準は、この企業会計基準とは別に、公益法人等の特性を考慮して、固定資産の時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合には時価（使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値）をもって貸借対照表価額とする「強制評価減」を採用しており、これは、20年基準においても踏襲されている。

現在においても、この方法の改正を必要とする事情変更はみられないことから、固定資産の減損については現行のままとする。

以上の結論に基く新たな措置は、平成 28 年 4 月 1 日開始事業年度から講じられるべきである（ただし、それ以前からの実施を妨げない）。

公益法人の会計基準は、今後とも引き続き、企業会計基準の新たな設定や改正に、適切に対応していくことが必要である。

## II 26年度報告の日本公認会計士協会実務指針等への反映

委員会は、日本公認会計士協会に対し、26年度報告で方向性を示した課題のうち、「法人類型ごとの適用する会計基準の明確化」、「収支相償・遊休財産規制と指定正味財産の考え方」、「有価証券の評価方法等の考え方と表示方法」などについて検討し、その結果を、同協会の実務指針等において示していただくよう協力依頼した。

これらの課題に関する同協会の検討結果は、今後、日本公認会計士協会が実務指針等によって公表する予定となっており、公益法人にとって実務上の指針となるものと考えられる。

### III 公益法人の制度会計についてのアンケート結果

#### 概要

##### 1 実施期間

平成27年9月7日（月）～9月18日（金）

##### 2 対象法人

平成27年3月以降に事業年度が終了し、当該事業年度の財務諸表等を作成した内閣府の公益法人又は移行法人

##### 3 対象法人数

3,696法人  
(内訳)

公益法人 2,049 (公益社団法人 636、公益財団法人 1,413)  
移行法人 1,647 (移行社団法人 833、移行財団法人 814)

##### 4 有効回答数

1,206法人 (全対象法人の32.6%)  
(内訳)

公益法人 741 (公益社団法人 217、公益財団法人 524)  
移行法人 465 (移行社団法人 213、移行財団法人 252)

お忙しいところご回答くださいました法人の皆さんに、  
心から感謝申し上げます。  
誠にありがとうございました。

【項目1】 法人運営及び定期提出書類を作成するにあたり、今回の報告書及び改定FAQは、貴法人にとって役立ちましたか？

- 大変、役立った…………… 139法人 (11.5%)
  - まあまあ役立った…………… 187法人 (15.5%)
  - 一部、項目によっては役立った…………… 444法人 (36.8%)
  - 役立ったかどうかわからない…………… 308法人 (25.6%)
  - ほとんど、役立っていない…………… 128法人 (10.6%)
- 770法人  
(63.8%)  
<計1,206法人>

図1 今回の報告書等が役立ったか

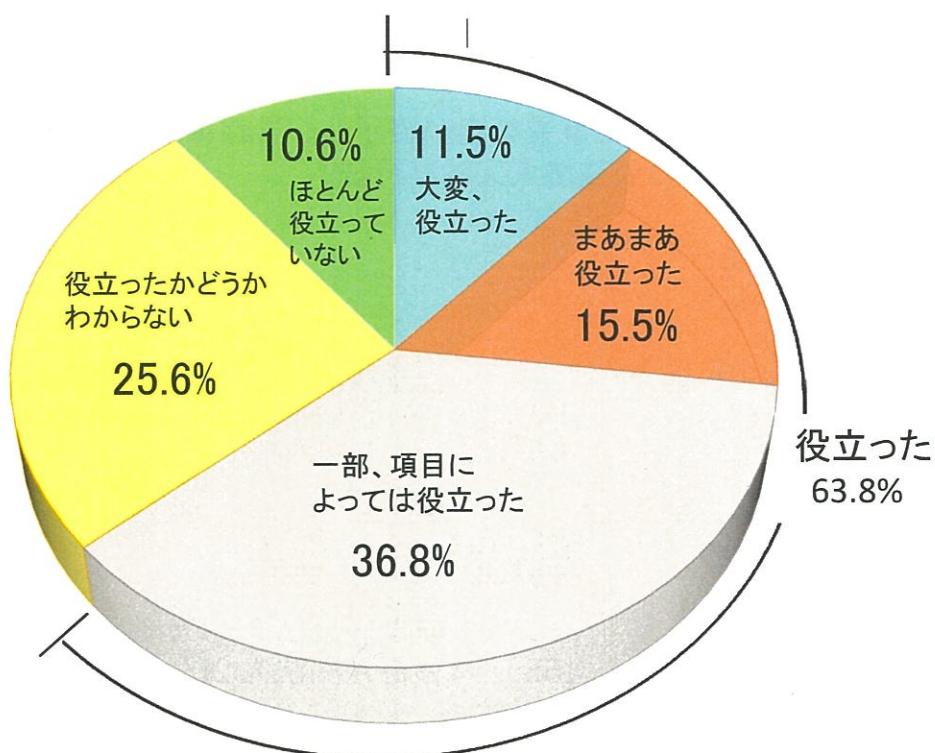
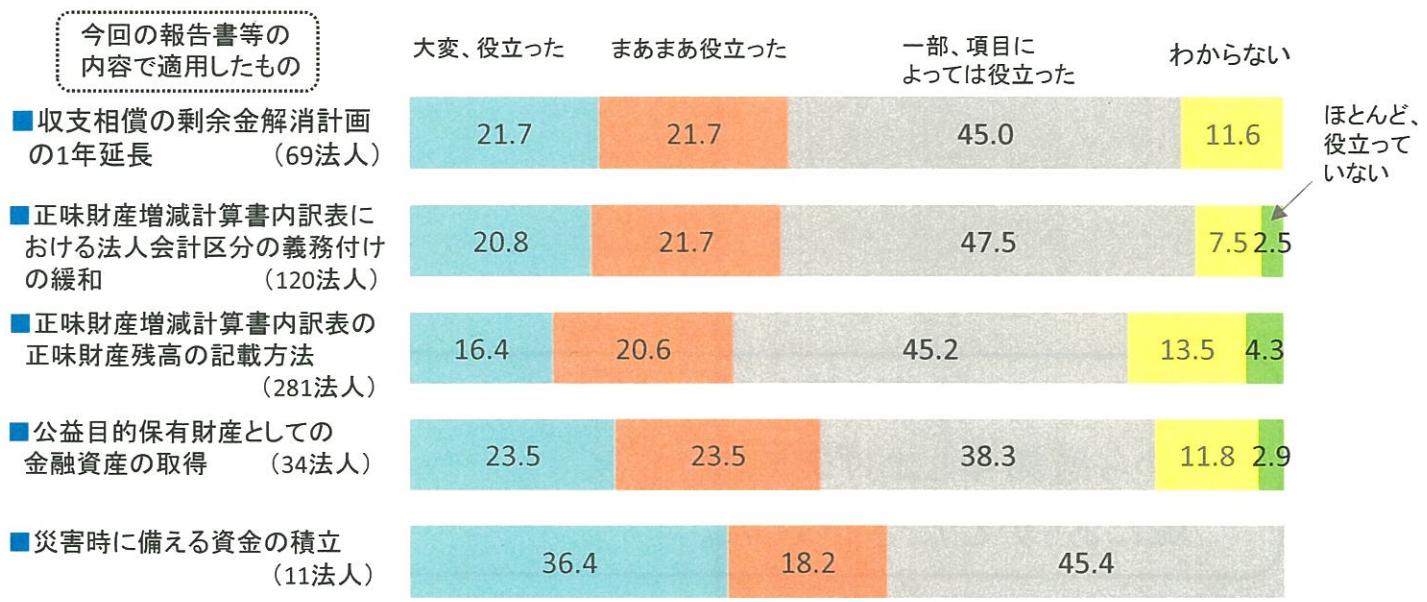


図2 今回の報告書等の内容の適用状況との関連による回答状況



## 【考察】

### 1 全般

今回の報告書等が法人の運営実務の役に立ったと回答（「大変、役立った」、「まあまあ役立った」、「一部、項目によっては役立った」の合計。以下同じ。）したのは770法人、全回答法人のうち63.8%であった。3割強の法人が、「役立ったかどうかわからない」、「ほとんど、役立っていない」と回答していることから、引き続き、今回の報告書等の内容の周知を図ることが必要である。

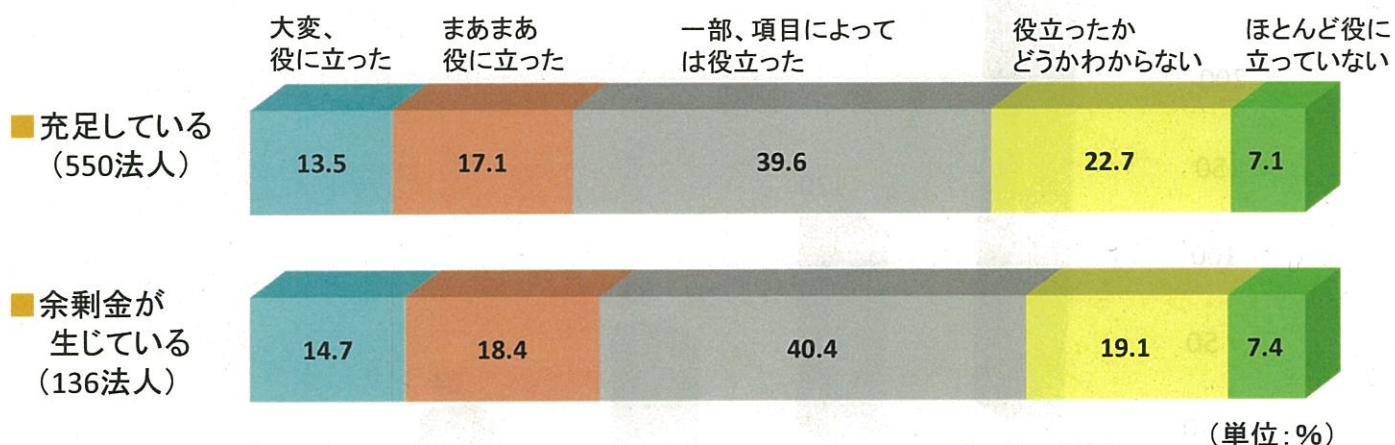
### 2 今回の報告書等の適用状況との関連

質問項目2-1の「今回の報告書及び改定FAQで取り扱われた内容で適用したもの」への回答と、本質問への回答をクロス集計した結果、今回の報告書等は、「災害時に備える資金の積立」を適用したとする法人（100%）、「正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの緩和」を適用したとする法人（90.0%）、「収支相償の剩余金解消計画の1年延長」を適用したとする法人（88.4%）により、特に「役に立った」と評価されていると考えられる。

### 3 収支相償の充足状況との関連

質問項目3-1の収支相償の充足についての回答と、本質問への回答をクロス集計した結果、今回の報告書等が役に立ったと回答したのは、「収支相償を充足している」とした法人で70.2%、「剩余金が生じている」とした法人で73.5%であり、剩余金が生じている法人の方がやや高い割合となっている。

図3 収支相償の充足状況と役立度合について



【項目2】 今回の報告書及び改定FAQで取り扱われた内容で適用したもの（2-1）及び法人内部で考え方を整理したもの（2-2）について以下にご回答ください。

[2-1] 適用したもの（複数選択可）

- 収支相償の剩余金解消計画の1年延長 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 69法人  
(⇒2-1-2へ)
- 正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の義務付けの緩和 ・・ 120法人
- 正味財産増減計算書内訳表の正味財産残高の記載方法 ・・・・ 281法人
- 公益目的保有財産としての金融資産の取得 ・・・・・・・・ 34法人
- 災害時に備える資金の積立 ・・・・・・・・ 11法人

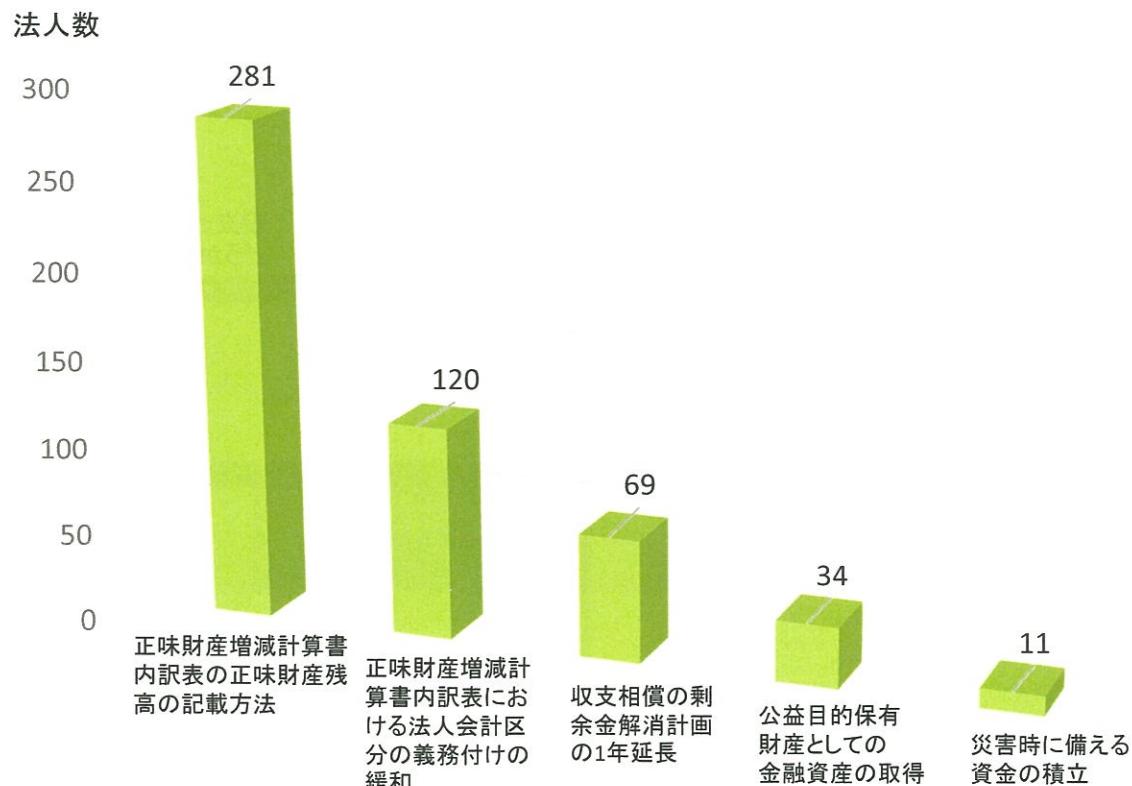
（2-1-2）「収支相償の剩余金解消計画の1年延長」の場合、剩余金の金額を以下から選択してください。<計69法人>

- 1億円未満 ・・・・ 63法人
- 1億円以上 ・・・・ 4法人
- ※ 未回答 ・・・・ 2法人

[2-2] 考え方を整理したもの（複数選択可）

- 収支相償・遊休財産規制と指定正味財産の考え方 ・・・・ 211 法人
- 実施事業資産の注記 ・・・・ 58 法人
- 事業費・管理費の考え方と例示 ・・・・ 307 法人
- 他会計振替の考え方 ・・・・ 142 法人

図4 今回の報告書を適用したもの



## 【考察】

### 1 「収支相償の剰余金解消計画の1年延長」

本項目を選択した69法人の内訳は公益社団法人（以下「公社」）16法人、公益財団法人（以下「公財」）53法人であった。

項目3-1で「剰余金が生じている」と回答した136法人のうち、本項目を選択したのは45法人（33.1%）であった。

また、質問3-2-2-2で「剰余金の解消計画立案のための検討スケジュールを示した」と回答した8法人のうち、その大部分の6法人が本項目を選択していた。剰余金解消計画の立案に当たり、解消計画の1年延長が効果的と評価されていると考えられる。

### 2 考え方を整理したもの

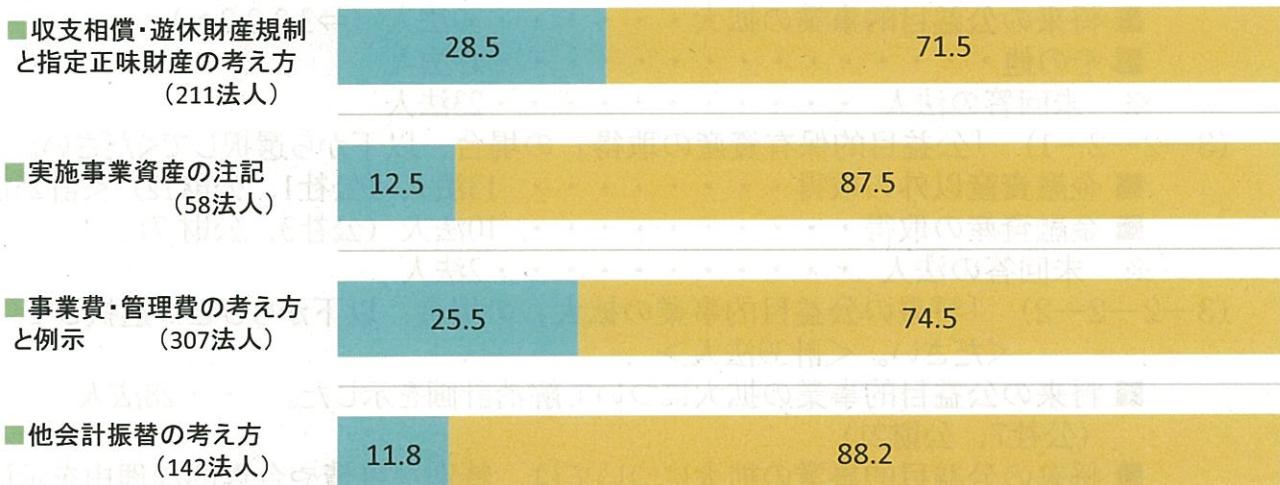
質問項目2-2は、今回の報告書等で取り扱われた内容のうち、各選択肢に挙げられたものについて、法人として考え方を整理したか否かを問うものとなっている。このため、本項目への回答結果により、各選択肢に対する「認知度」が明らかになったといえる。

質問項目2-2の選択肢のうち、「収支相償・遊休財産規制と指定正味財産の考え方」は公益法人がその対象であり、以下、「実施事業資産の注記」は移行法人が、「事業費・管理費の考え方と例示」及び「他会計振替の考え方」は公益法人、移行法人の両方が、それぞれ対象となっている。

したがって、各選択肢に対する認知度は「図5 考え方を整理したもの〔2-2〕の認知度」のとおりとなるが、最も割合の高い「収支相償・遊休財産規制と指定正味財産の考え方」であっても28.5%と3割に満たないことから、引き続き、今回の報告書等の内容の周知を図ることが必要である。

図5 考え方を整理したもの〔2-2〕の認知度

■認知している ■認知していない



(単位: %)

【項目3】 収支相償の充足と剰余金が生じた場合の解消説明について、以下にご回答ください。

[3-1] 平成27年4月以降提出の定期提出書類の項目にある別表Aの収支相償について、以下から選択してください。<計741法人>

- 充足している ······ 550法人 (⇒3-1-1へ)
- 剰余金が生じている ······ 136法人 (⇒3-1-2、3-2へ)
- ※ 未回答 ······ 55法人

(3-1-1) 「充足している」の場合で特定費用準備資金の積立をしている場合、以下から選択してください。<計127法人>

- 災害時に備える資金の積立（剰余金の発生している事業が、災害救援等である場合） ······ 0法人
- 上記以外の積立 ······ 106法人
- ※ 未回答 ······ 21法人

(3-1-2) 「剰余金が生じている」の場合に以下からひとつ選択してください。

<計136法人>

- 特定費用準備資金を積立ても剰余金が生じている。 ······ 30法人
- 特定費用準備資金を取崩で剰余金が生じている。 ······ 9法人
- 特定費用準備資金の積立・取崩で剰余金が生じている。 ··· 7法人
- ※ 未回答 ······ 90法人

[3-2] 剰余金が生じている場合、別表A（1）及び別表A（2）の剰余金の解消理由について以下から選択してください（複数選択可） <計136法人>

(3-2-1) 第一段階 以下からひとつ選択してください。

- 将来の公益目的事業の拡大 ······ 44法人
- その他 ······ 44法人
- ※ 未回答 ······ 48法人

(3-2-2) 第二段階（50%繰入の場合）以下から選択してください（複数選択可）

- 資産の取得・改良の資金の積立 ······ 22法人
- 公益目的保有財産の取得 ······ 25法人 (⇒3-2-2-1へ)
- 将来の公益目的事業の拡大 ······ 39法人 (⇒3-2-2-2へ)
- その他 ······ 43法人
- ※ 未回答の法人 ······ 23法人

(3-2-2-1) 「公益目的保有資産の取得」の場合、以下から選択してください。

- 金融資産以外の取得 ······ 13法人 (公社1、公財12) <計25法人>
- 金融資産の取得 ······ 10法人 (公社3、公財7)
- ※ 未回答の法人 ······ 2法人

(3-2-2-2) 「将来の公益目的事業の拡大」の場合、以下からひとつ選択してください。<計39法人>

- 将来の公益目的事業の拡大について解消計画を示した。 ··· 28法人 (公社7、公財21)
- 将来の公益目的事業の拡大については、特別な事情や合理的な理由を示して、解消計画立案のための検討スケジュールを示した。 ······ 8法人 (公社1、公財7)
- ※ 未回答の法人 ······ 3法人

## 【考察】

### 1 特定費用準備資金の目的

特定費用準備資金を積み立てる目的としては、記念事業（〇〇周年記念事業など）を挙げた法人が最も多く（29法人）、建物・施設の修繕・整備（20法人）がこれに続いている。その他、奨学金資金（8法人）、国際会議の開催（7法人）、研究開発事業（4法人）、助成事業（3法人）などとなっている。

積立ての目的として奨学金資金を挙げた法人の中には、既存事業を拡大し、東日本大震災での被災、家計の急変により進学を躊躇している高校生のため、進学後の奨学金等を支給することとした法人もみられ、特定費用準備資金の有意義な活用が期待される。

### 2 剰余金の発生と解消

質問項目3-2-1及び3-2-2の「その他」の回答によれば、剰余金の発生原因として二つの類型がみられる。

第一は外部要因による偶発的な事情といえるもので、想定外の円安など経済情勢の変化のため、運用益が一時的に増加した（8法人）、遺贈による高額の寄付など、単年度限りの臨時収入があった（7法人）、といったものである。

第二は、事業の実施が当初の計画よりも不十分であったことによるものであり、当年度の目標が達成できなかった（5法人）、予定されていた事業を翌年度に繰り越したため費用が過少となった（5法人）、事業規模を拡大したが人員確保が間に合わなかった（2法人）、といったものである。

これらの原因により発生した剰余金は、いずれも、短期間のうちに解消すると回答している。また、翌事業年度に見込まれる赤字によって剰余金を解消する、との回答もみられた。

### 3 剰余金の解消計画の立案

質問3-2-2-2で「剰余金の解消計画立案のための検討スケジュールを示した」と回答した8法人のうち、質問2-1で「収支相償の剰余金解消計画の1年延長」を適用としたのは6法人であった。剰余金解消計画の立案に当たり、解消計画の1年延長が効果的と評価されていると考えられる。